

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループの企業理念は、「ICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献する」ことです。

当社は、この理念の下、「企業価値の持続的向上」を実現し、株主をはじめ多様なステークホルダーの信頼を得て企業の責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 株主総会における権利行使】

当社は、決算短信や決算説明会資料の英訳を行いウェブサイトにて開示しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳を行っていません。今後株主構成の変化や株主との対話の充実・強化を進める状況により、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや株主総会招集通知英訳の実施を検討いたします。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は現在、取締役会全体の実効性について分析・評価は実施していませんが、取締役会全体の実効性について分析・評価する具体的な方策及びその分析・評価結果の開示については今後検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、取引先との安定的な取引関係の維持・強化や事業協力の維持・強化が当社の企業価値向上に繋がると判断する場合、当該企業の株式を保有する方針としております。なお、保有の適否を取締役会において毎年検証し、保有意義が希薄化した株式については流動化を進めます。議決権行使は、個々の保有状況に応じ、当社と取引先双方の企業価値向上に資するものか否かを基準に都度判断を行っております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については社内規程に基づき、取締役会の決議を経ることと定めております。なお、重要な関連当事者間取引は株主総会招集通知や有価証券報告書において開示しております。また、当社グループの役員に対して決算期ごとに関連当事者取引に関する調査を実施し取引の有無を確認しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度は、確定拠出型企業年金制度であり、運用は制度加入者である従業員が行っております。そのため、現在の確定拠出型企業年金制度の運用を継続する場合、会社の資産に影響はありません。当社は現在の制度において、従業員の安定的な資産形成に役立つ運用教育等の充実や関連情報の積極的な提供に努めております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

() 当社の企業理念や経営方針、経営計画は当社ウェブサイト、株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

() 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書において開示しております。

() 当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役の報酬総額の範囲内で、個々の実績等を踏まえ取締役会の決議により決定しており、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書において開示しております。

() 当社は経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を以下のとおり定めております。取締役候補は、グループの成長・発展に貢献できる能力、経験、人柄等を備えた人物を取締役会において決定しております。監査役候補は、取締役の職務や業務執行機能を監査監督しグループの健全な経営に貢献できる能力、経験、人柄等を備えた人物を監査役会の同意を得て取締役会において決定しております。また、独立社外役員候補は、東京証券取引所が定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係が無いことを条件に、高度な見識から経営監督者としての役割を期待できる人物を取締役会において決定しております。そのほか、経営陣幹部の選任は、経験・知識・能力・人格等を鑑み取締役が候補者を選ばし、CEOと共に協議のうえ、取締役会の十分な審議を経て選任しております。解任についても、同様に審議・検討を行っております。

() 当社は、取締役候補者及び監査役候補者の指名の際は、指名理由を株主総会招集通知の株主総会参考書類で開示しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務】

当社では、取締役会規程及び職務権限規程に基づき、取締役会、CEO、本部長等の意思決定機関及び意思決定における決裁、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと等、東京証券取引所が定める独立役員要件を当社の独立性判断基準としております。取締役会は同基準に則り、相応しい人物について審議・検討し、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、持続的な成長と企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し構成しております。また、多様性を確保するため、社外取締役については、経験・見識・専門性を考慮し選定しております。現在は常勤の社内取締役3名、独立社外取締役2名を含む非常勤取締役3名の合計6名で構成しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の兼任状況は合理的な範囲であり、その役割・責務を適切に果たすことができる体制となっております。取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、予め会社に通知の上、合理性を確認することとしております。なお、取締役・監査役の兼任状況は株主総会招集通知の株主総会参考書類及び有価証券報告書に記載し毎年開示しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、必要に応じ、各取締役・監査役が個別に必要とするトレーニングの機会の設定及び費用の支援を行う方針であります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、株主との建設的な対話の促進に取り組んでおります。アナリスト・機関投資家向けには、毎年4月に決算説明会、10月に第2四半期決算説明会を開催し、代表取締役社長またはIR担当取締役が決算内容と業績見通しに加え、経営戦略や事業の推進状況等を説明しております。また、適宜機関投資家を訪問しスモールミーティング等も行ってまいります。株主向けには、定時株主総会における質疑応答に加え、株主総会終了後に取締役、監査役及び執行役員が出席し株主懇談会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
帝人株式会社	15,880,000	55.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,518,700	5.27
KBL EPB S.A. 107704	768,100	2.67
インフォコムグループ従業員持株会	744,000	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	507,900	1.76
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	445,132	1.55
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	418,844	1.45
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	395,900	1.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	287,600	1.00
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	243,458	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 帝人株式会社 (上場:東京) (コード) 3401

補足説明 更新

- 1.2018年9月30日現在の状況を記載しています。
- 2.発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入して記載しています。
- 3.上記のほか、当社が保有する自己株式 1,451,571株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引については、その他の会社と同様に、契約条件や価格について市場価格等を勘案し交渉の上、取引条件を合理的に決定します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

帝人㈱は当社議決権の58.07%を所有する親会社です。当社グループは帝人グループの中でIT事業を推進するグループと位置づけられ、帝人グループに対して情報通信システムの開発及びその運用サービスを提供しています。帝人グループにおいて、当社グループの事業は他の事業グループの各事業と類似しないため、当社の事業活動に関する経営判断は独立性が確保されています。人的関係については、帝人㈱の常勤監査役1名が当社の監査役を兼任し、執行役員1名が取締役を兼任しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
津田 和彦	学者													
藤田 一彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 和彦		国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科経営システム科学専攻教授	津田和彦氏は、大学ベンチャー企業の経営に携った経験や経営システム科学分野における自然言語理解及び情報検索等の専門家としての経験を有しています。また、これまで当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場で適切な意見を頂きました。そのため、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導、監督をお願いすることで当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂けると判断しています。 また、同氏は現在及び過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはありません。

藤田 一彦	元(株)オートボックスセブン 海外事業推進部アドバイザー	藤田一彦氏は、(株)タニタ取締役としての経験や海外事業の推進等、豊富な事業経験を有しています。また、これまで当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場で適切な意見を頂きました。そのため、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導、監督をお願いすることで当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂けると判断しています。また、同氏は現在及び過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはありません。
-------	------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と監査計画及び四半期レビュー報告書作成の際に意見交換をしています。内部監査部門は監査役と連携し、当社の事業部門及びスタッフ部門並びに連結子会社の監査を実施しています。監査役、会計監査人及び内部監査部門は、監査計画の共有や監査結果の報告等定期的に打合せの機会を持ち連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田 一志	他の会社の出身者													
小倉 弘行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

池田 一志	当社の親会社である帝人(株)の出身者 (2015年6月、当社監査役就任前に退社)	池田一志氏は、帝人(株)の管理部門等の幹部として培った企業管理に関する高い見識と豊富な経験を活かし、当社グループの経営、業務遂行の監査を適切に行って頂けると判断しています。 なお、同氏は現在及び過去において、一般株主と利益相反が生じる立場にはありません。
小倉 弘行	元東京日産コンピュータシステム(株)常勤監査役	小倉弘行氏は、大手自動車販売会社グループにおいて、法務、総務などの会社管理部門を指揮された経験や、上場IT企業及びその関連会社において監査役を務められた経験を有しています。そのため、これらの経験を活かし、当社グループの経営、業務遂行の監査を適切に行って頂けると判断しています。 なお、同氏は現在及び過去において、当社経営陣から独立した存在であり、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績目標の達成度に応じた業績連動型報酬制度を採用しています。また、取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより株主の皆様とメリットやリスクを共有することで、当社の取締役及び執行役員に対しこれまで以上に当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役員に対し、グループ全体の株主価値向上を意識した事業活動に繋がるインセンティブとして2013年からストックオプション制度を導入しました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため個別の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額限度額は2002年6月27日開催の第20回定時株主総会において300百万円と決議されています。取締役個々の報酬額は、報酬総額限度額内で取締役会で決定します。報酬の種類及び算定方法は以下のとおりです。

(1)業績連動型報酬制度

ROE(自己資本利益率)とEBITDAを基準として、これに営業利益の改善度・達成度と取締役個人の業務執行状況の評価を加え、取締役個々の報酬額を決定します。

(2)株式報酬型ストックオプション制度

2012年6月14日開催の第30回定時株主総会において、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の上限を600個、発行価額は取締役の報酬総額限度額内の扱いとする株式報酬型ストックオプション制度が決議されています。取締役個々に割り当てる新株予約権の数は、ROE(自己資本利益率)とEBITDAに連動した基準に基づき取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは主に経営管理室が、社外監査役のサポートは主に監査室が担当しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行の機能

取締役会

取締役会は、毎月開催し法令・定款に規定する事項や経営に関する重要事項の決定と業務執行の監督を行なっています。なお、取締役会は独立社外取締役2名を含む6名の取締役で構成されています。

チーフオフィサー

全社横断的施策、課題に対する横串機能の強化を目的に、CEOから委任された事項、範囲に関する最高責任者として、チーフオフィサーを置いています。

執行役員制度

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分化に加え、業務執行の迅速化と柔軟な体制の編成等を目的とした執行役員制度を採用しています。

(2)監査・監督の機能

内部監査

監査室が代表取締役社長の指示により、監査計画に基づき当社の全部門及びグループ会社を対象に業務活動の監査を行なっています。

監査役監査

監査役会は、社外監査役2名を含め4名の監査役で構成され原則毎月1回定例監査役会を開催しています。また、監査役は取締役会や主要な会議に出席し取締役や執行役員の業務執行を監視するとともに、代表取締役社長との情報交換会等を通じて経営課題に関する情報交換や率直な意見交換を行なっています。

会計監査

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けています。監査業務を執行した公認会計士は全員継続監査年数が7年以内です。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 平野 巖氏

指定有限責任社員 業務執行社員 切替 文晴氏

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1.基本的な考え方及び 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載のとおり、現在の体制が有効に機能しているため同体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月開催の定時株主総会に係る招集通知は、法定期日の5日前に発送しました。また、発送日にTDnet及び当社ホームページにおいて公開しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年6月14日に開催しました。なお、2013年6月開催の定時株主総会から、開会時刻を午後6時30分としています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月20日開催の第24回定時株主総会より、株主名簿管理人が提供するインターネット議決権行使サイトを活用し提供を開始しています。併せて、同サイト及び自社ホームページに招集通知を掲載し、議決権の行使を促しています。
その他	株主総会招集ご通知、決議ご通知を会社ホームページに掲載 株主総会において、報告事項や議事運営をビジュアル化 法定事項の報告と決議に加え、2019年3月期の業績予想や事業の取り組みを説明 株主総会終了後、議長の説明内容を動画で配信 株主総会終了後、株主様と役員との対話の機会として株主懇談会を開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定めホームページに掲載しています。 (https://www.infocom.co.jp/aboutus/disclosurepolicy.pdf)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算の発表日または翌日に説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、説明会資料等をホームページに掲載しています。 また、説明会や株主総会の模様を動画配信しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ＣＦＯを情報取扱責任者に、また、専任組織として広報・IR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「企業価値の持続的向上」を表現するには、社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を含めコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識し、企業理念と経営方針を定め、取り組んでいます。 【グループ企業理念】 インフォコムグループは、ICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献する。 【グループ経営方針】 (1) 利益ある成長を持続するとともに企業価値の向上を目指す。 (2) コンプライアンスを規範とした経営を行う。 (3) 市場の変化や技術の進化へのスピーディな対応を行う。 (4) 働き甲斐のある企業を志向し、社員の能力向上に努める。 (5) 共創とICTを通じて社会の発展に貢献する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ステークホルダーの皆様にとっての企業価値の持続的向上がCSR活動の本質ととらえ、CSR最高責任者を設置し社会との信頼関係の強化に加え高い倫理感に基づいた事業活動や透明性の高いコーポレートガバナンスの確立に取り組んでいます。 (CSRに関する情報掲載先： http://www.infocom.co.jp/aboutus/csr/)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、経営方針に「コンプライアンスを規範とした経営」、行動指針に「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、当社及び子会社の役員・使用人は、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。また、これらの方針の下、日々の業務を遂行する上での行動規範及び行動基準を定めており、その実効性の確保を図る。

当社は、取締役の職務執行について役員を対象とする役員規程を定め、社会規範・倫理そして法令等の遵守を図ると共に、監査役会の定める「監査役監査基準」に従う監査の実施により、公正且つ適切な経営を実現する。

当社は、コンプライアンスの責任者としてCSRO(Chief Social Responsibility Officer)を任命し、インフォコムグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(2) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役員・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するため、インフォコムグループの経営方針、行動指針、行動規範及び行動基準等に基づき、継続的にコンプライアンス教育・啓発の推進を行う。また、当社及び子会社の役員及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスの実践的運用を図る。

当社は、当社及び子会社の役員・使用人がグループにおける重大な法令違反やコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に直接通報を行う手段を確保するため、社内に通報窓口を設けるとともに、社外の弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がない事を確保する。

インフォコムグループにおける内部通報制度に基づく通報の状況は、適宜、当社代表取締役社長、当社監査役、取締役会及びグループリスクマネジメント委員会に報告する。また、重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を適切に当社及び子会社の役員・使用人に開示し、周知徹底する。

当社は、業務分掌規程・職務権限規程・個別権限基準表により組織の業務分掌と職位の責任と権限を明確に定め、役割に応じた意見を稟議等に記録する事で、組織間の相互牽制及び個人への権限の集中化を防ぐ。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、帳票類等については、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理・廃棄を行う。また、必要に応じて検索性の高い状態で保存及び管理し、その保存期間中は、いつでも閲覧可能な状態を維持する。

当社代表取締役社長は、上記における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現する事を脅かすあらゆるリスクに対処する。

当社は、統一的なリスクマネジメント指針としてグループリスクマネジメント規程を定め、同規程に沿ったリスク管理を行う体制としてCSROを委員長とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、インフォコムグループの業務執行に係るリスクを統合的且つ効率的に把握、評価、管理する。

当社は、重大な事件・事故発生に伴う非常事態における混乱の回避と損失の極小化等その影響を最小限とするために、各規程やマニュアル等に従い、インフォコムグループにおいて統一的な危機管理対応がとれる体制を構築する。また、大規模災害等の緊急事態発生を想定し、事業中断による損失を最小限にとどめるために、事業継続計画(BCP)を策定し、事業の継続を確保するための体制の整備に努める。

当社は、当社が提供する製品・サービスの品質を確保・維持・向上させるための品質管理規程を定め、品質最高責任者とこれを補佐する品質マネジメント推進室を設置する。また、同室が提供する品質マネジメントシステムにより、事業活動状況及び障害・クレームを統括管理し、評価結果に応じて必要な改善や再発防止を図る。

(5) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

当社は、インフォコムグループとしての業務の効率性を確保するために必要な規則をグループ規程及びグループ各社の規程として整備する。これらの規程は、法令の改廃・職務遂行の効率化の必要性がある場合は、随時見直すものとする。

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催する他に、業務執行上の必要性に応じて、しかるべき時期に決定が行えるよう適宜臨時取締役会を開催する。また、投資案件については取締役等で構成する投資委員会にて審議を行う。

当社の取締役会の決定に基づく業務執行は、職務権限規程及び業務分掌規程において、各職位者の権限と手続きを詳細に定めるものとする。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要性がある場合は、随時見直すものとする。

当社は、効率的かつスピーディーな経営を行うために経営の意思決定・監督機能と業務の執行機能を分離し、執行役員制を導入する。また、取締役会の意思決定の妥当性と合理性を高めるため、独立社外取締役を選任する。

(6) インフォコムグループにおける業務の適正を確保するための体制

インフォコムグループは、経営方針に「コンプライアンスを規範とした経営」、行動指針に「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づく体制整備を行う。

インフォコムグループは、社会秩序や健全な事業活動を阻害する反社会的勢力とは関わりを持たず、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する事を基本的な考え方とし、それに基づく体制整備を行う。

当社は、主要なグループ会社を構成員とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、グループリスクマネジメント規程に従い、グループの統一的な方針に基づくコンプライアンス・リスクマネジメントの体制整備を行う。

当社は、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、グループ会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業務については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

当社の監査室は、インフォコムグループにおける内部監査を実施又は統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

当社は、株式上場会社として全ての業務執行を独自の経営判断に基づき行う。

当社の監査役は、自らまたは監査役会を通じてグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び監査室との緊密な連携等的確な体制を構築する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

他の業務執行ラインから独立性を保った監査室スタッフが監査役会からの要求に従い、監査役の行う監査業務を補助する。

監査役職務を補助するにあたって、監査室スタッフは取締役の指揮命令を受けない。

監査役の行う監査業務を支援する監査室スタッフの独立性及び実効性を確保するため、考課及び異動に関しては監査役会の意見を訊くものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、会社の重要な会議に出席することができる。

当社及び子会社の役員・使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

(ア) 会社の信用を大きく低下させるもの、又はその恐れのあるもの

(イ) 会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、又はその恐れのあるもの

(ウ) 行動指針、コンプライアンスに関する違反で重大なもの

(エ) その他上記(ア)から(ウ)に準じる事項

当社及び子会社の役員・使用人は、監査役の求めに応じて事業の報告を行うとともに、インフォコムグループの業務及び財産の状況の調査に協力する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

インフォコムグループは、監査役へ報告を行った役員・使用人に対して、当該報告をした事を理由として不利な取扱いを行う事を禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続に関する方針

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、必要に応じ、取締役、重要な使用人並びに監査法人と意見交換を実施する。

監査役の監査が実効的に行われるために、会社の業務執行に関する全ての情報は随時、閲覧可能な状態におく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は事業活動を行なうにあたり、その国や地域の法令と社会的規範を遵守し社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人・団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としています。

(2) 整備状況

対応基準

グループ企業行動基準に、反社会的勢力に対する防衛の項目を設け、特定株主からの要求や民事介入暴力等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、その対応を許さないことを記しています。

対応規程

当社の役職員が反社会的勢力に関与、又は利益を供与すること等の防止を目的に反社会勢力対応規程を設け、当社が関係する法人・個人を対象に定期調査を実施する等、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

対応部署

総務室を対応部署として定めています。

周知徹底

毎年、企業倫理月間において全員研修を行ない、グループ役職員全員に基本的な考え方の周知徹底を図っています。また、社外関係先との契約や、事業活動の取引契約の際には、契約の相手先が反社会的勢力ではないことを書面をもって確認しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

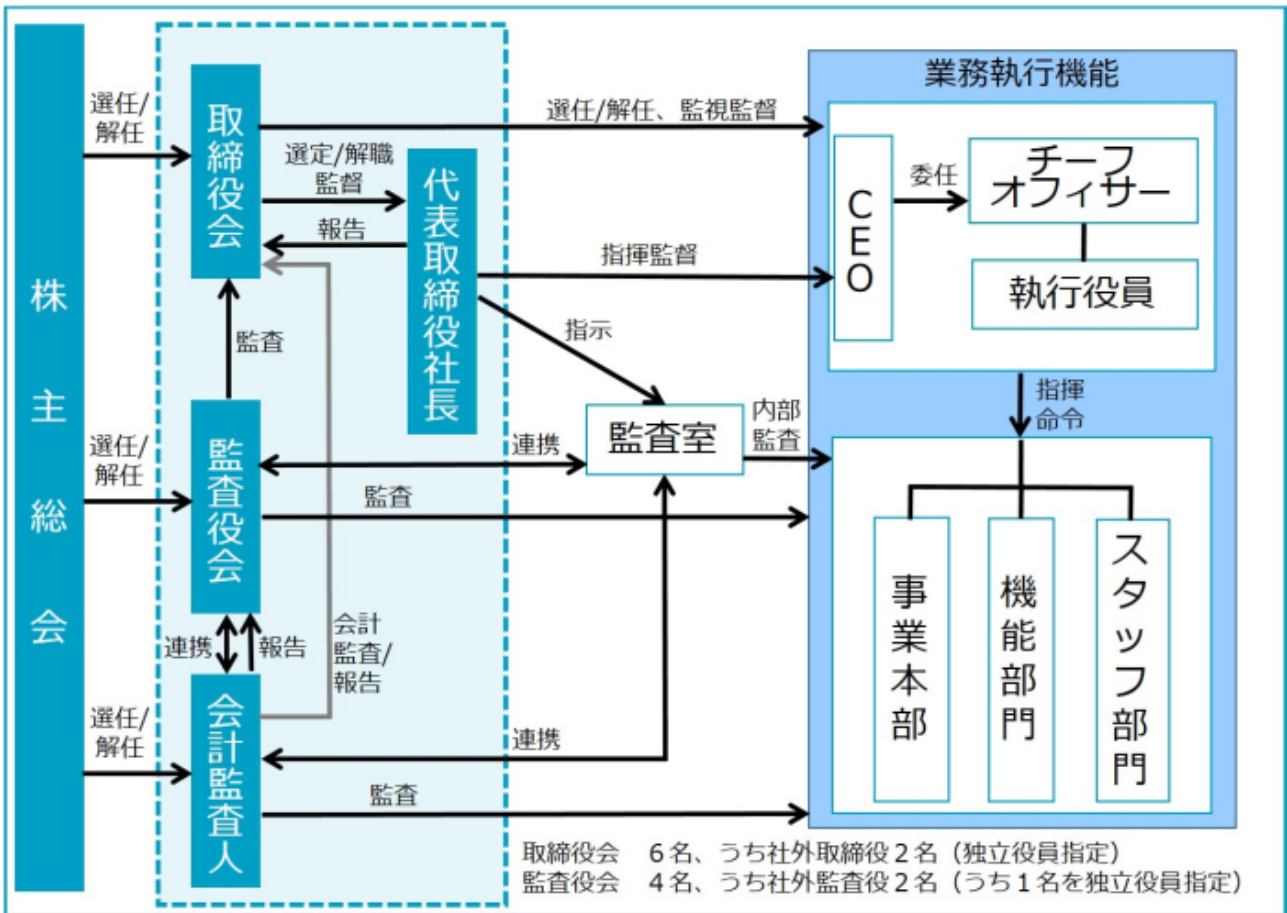
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<コーポレート・ガバナンス体制図>



<適時開示体制図>

